

水銀大気排出対策小委員会の設置について

1 設置の趣旨

昨年 10 月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」（以下、「水俣条約」という。）については、これまでに我が国を含む 97 カ国が署名し 1 カ国（米）が締結している。国連環境計画（UNEP）は、今後 2～3 年程度での条約発効を目指しており、我が国としても、日本の地名を冠する条約をできる限り早期に締結すべく、関係府省が協力して作業を進めているところである。

環境省としても、水俣条約を踏まえた水銀対策を検討するため、平成 26 年 3 月 17 日に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」を諮問し、同日付けで関係部会の大気・騒音振動部会（大気排出対策について）、循環型社会部会（水銀廃棄物対策について）及び環境保健部会（水銀対策（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係る事項を除く。）について）にそれぞれ付議された。

このため、標記小委員会を設置して、水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について、必要な検討をいただくものである。

2 検討事項

本小委員会では、水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について検討する。

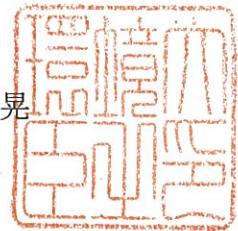
3 スケジュール

年内のとりまとめを目指し、概ね 1～2 ヶ月に 1 回程度開催する予定。

諮問第 374号
環保安発第 1403171号
平成 26年3月17日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
石原 伸晃



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（諮問）

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

水銀は、様々な排出源から排出され、全世界の環境中を循環するなかで生物に蓄積し、人や野生生物に有害な影響を及ぼすおそれが指摘されている。先進国では水銀の使用・排出は減少しているものの、開発途上国においては依然として水銀が使用・排出されており、世界的な取組による水銀の適正管理及び排出削減が課題となっている。

このような認識の下、平成25年10月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、「水銀に関する水俣条約」（以下「条約」という。）が採択されたところである。

条約では、産出から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境中への排出を削減するための対応が求められている。我が国においては、これまで官民の努力により様々な水銀対策が進められているが、条約の趣旨を踏まえて包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

このため、条約を踏まえた今後の水銀対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第765号
平成26年3月17日

中央環境審議会大気・騒音振動部会
部会長 坂本 和彦 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について（付議）

平成26年3月17日付け諮問第374号をもって環境大臣から当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について、大気・騒音振動部会に付議する。

なお、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策及び今後の水銀対策（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るものを除く。）については、それぞれ循環型社会部会及び環境保健部会に付議したことを申し添える。